



鳥取県公報

令和2年3月27日（金）
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	令和2年4月の組織改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 （4）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則（5）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則（6）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

人事委員会規則

令和2年4月の組織改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第4号

令和2年4月の組織改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ課又は関西ワールドマスターズゲームズ推進課</u>の係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の<u>総括専門員</u>(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)<u>及び専門員</u>(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)</p> <p>(9) 公文書館の<u>課長補佐</u>、総括専門員及び専門員</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>(16) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)<u>及び管理主事</u>、小中学校課の指導主事、特別支援教育課の<u>指導主査</u>、<u>課長補佐</u>(学校教育の指導を担当する者に限る。)、<u>係長</u>(学校教育の指導を担当する者に限る。)<u>及び指導主事</u>、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、次長(教育相談を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。))</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ課の係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)</p> <p>(9) 公文書館の<u>県史編さん室長</u>、総括専門員及び専門員</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>(16) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)<u>及び管理主事</u>、小中学校課の<u>社会教育主査</u>、<u>指導主事及び管理主事</u>、特別支援教育課の課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、<u>係長</u>(学校教育の指導を担当する者に限る。))、<u>指導主事及び管理主事</u>、<u>いじめ・不登校総合対策センター</u>の課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。))、<u>次長</u>(教育相談を担当する者に限る。))</p>

に限る。)及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限る。)、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事並びに体育保健課の指導主査、課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事

(17)・(18) 略

(19) 博物館又は美術館整備課の専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)

(20) 青年の家又は少年自然の家の係長(社会教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事、社会教育主事及び専門指導員

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(3) 略

(4) 文化政策課の係長(文化財を活用した地域振興を担当する者に限る。)及び専門員

(5) スポーツ課又は関西ワールドマスタースゲームズ推進課の係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)

(6)～(9) 略

(10) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の総括専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)

(11) 公文書館の課長補佐、総括専門員及び専門員

(12)～(16) 略

(17) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)及び管理主事、小中学校課の義務教育主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事、

る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。))及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限る。)、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事並びに体育保健課の課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事

(17)・(18) 略

(19) 博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)

(20) 青年の家又は少年自然の家の係長(社会教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事及び専門指導員

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(3) 略

(4) 文化政策課の専門員

(5) スポーツ課の係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)

(6)～(9) 略

(10) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)

(11) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員

(12)～(16) 略

(17) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)及び管理主事、小中学校課の義務教育主査、社会教育主査、課長補佐(学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、係長(学校教

特別支援教育課の指導主査、課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、高等学校課の指導主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事並びに体育保健課の指導主査、課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(18)・(19) 略

(20) 博物館又は美術館整備課の専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(21) 教育局の課長補佐（教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。）、係長（教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。）、指導主事、管理主事及び社会教育主事

(22) 青年の家又は少年自然の家の係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事、社会教育主事及び専門指導員

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)～(12) 略

(13) 美術館整備課の主幹学芸員、主任学芸員及び学芸員

(14) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対

育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の指導主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(18)・(19) 略

(20) 博物館の専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(21) 教育局の課長補佐（教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。）、係長（教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事

(22) 青年の家又は少年自然の家の係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び専門指導員

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)～(12) 略

(13) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対

<p>して適用する。 (1)～(4) 略 (5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療・保険課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師、<u>家庭支援課の課長補佐並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</u> 2・3 略</p>	<p>して適用する。 (1)～(4) 略 (5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療・保険課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員 2・3 略</p>
---	---

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		次長（名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。） 局長 <u>政策戦略監</u> 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 総合事務センターの所長 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）				次長（名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。） 局長 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 総合事務センターの所長 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	

		文化振興監				文化振興監	
		経済産業振興監				スポーツ振興監	
		通商物流戦略監				経済産業振興監	
		衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに 限る。）				通商物流戦略監	
		校長（人事委員会が承認したものに 限る。）				衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに 限る。）	
		農業振興戦略監				校長（人事委員会が承認したものに 限る。）	
		試験場統括本部の本部長				農業振興戦略監	
		会計管理者				試験場統括本部の本部長	
		参事監				会計管理者	
		略				参事監	
		室長（衛生環境研究所及び 淀江産業廃棄物処理施設 計画審査室の室長を除く。）	4種			略	
		危機管理専門官				室長（衛生環境研究所及び 淀江産業廃棄物処理施設 計画審査室の室長を除く。）	4種
		危機管理情報宣				危機管理専門官	
		副官房長				副官房長	
		衛生環境研究所の次長				衛生環境研究所の次長	
		農業大学の副校長				農業大学の副校長	
		農業大学の課長（人事委員会 が承認したものに 限る。）				農業大学の課長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	
		総括検査専門員				総括検査専門員	

		略		
略		略		
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
			局長 理事監	
	略			
	教育機関	略		
博物館		略	3種	
		副館長 課長		
略				
略				

		略		
略		略		
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
			理事監	
	略			
	教育機関	略		
博物館		略	3種	
		副館長 課長 室長		
略				
略				

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・不登校総合対策センター及び美術館整備局美術館整備課の職
 - (5)・(6) 略
 - (7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長及び課長、大山青年の家の所長、船上山少年自然の家の所長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長
 - (8) 略

2 略

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ不登校総合対策センターの職
 - (5)・(6) 略
 - (7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少年自然の家、所長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長
 - (8) 略

2 略

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	機関	職員		機関	職員
	略			略	
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 <u>政策戦略監</u> 文 化振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原 子力安全対策監 経済産業 振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長 を除く。） 室長（衛生環 境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官 房長 校長 副校長 館長 <u>危機管理専門官</u> <u>危機管 理情報官</u> 参事 税務専門 員 医長 課長補佐（課内 業務の総括又は庶務に関す る事務を行う課長補佐、総 務課の課長補佐のうち知事 若しくは副知事の秘書又は 庁舎の秩序の維持に関する 事務を行うもの、人事企画 課の課長補佐及び職員支援 課の課長補佐のうち職員の 福利厚生に関する事務を行 うものに限る。） 総括主 計員 主計員 係長（総務 課の係長のうち知事又は副 知事の秘書に関する事務を 行うもの、人事企画課の係 長、職員支援課の係長のう ち職員の福利厚生に関する 事務を行うもの及び会計指 導課の係長のうち資金運用 に関する事務を行うものに 限る。） 主事（総務課の 主事のうち知事又は副知事 の秘書に関する事務を行う もの、人事企画課の主事の うち人事、給与又は服務に	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 文化振興監 <u>ス ポーツ振興監</u> 農業振興戦 略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経済 産業振興監 通商物流戦略 監 課長（農業大学の課 長を除く。） 室長（衛生 環境研究所の室長を除 く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総 括又は庶務に関する事務を 行う課長補佐、総務課の課 長補佐のうち知事若しくは 副知事の秘書又は庁舎の秩 序の維持に関する事務を行 うもの、人事企画課の課長 補佐及び職員支援課の課長 補佐のうち職員の福利厚生 に関する事務を行うものに 限る。） 総括主計員 主 計員 係長（総務課の係長 のうち知事又は副知事の秘 書に関する事務を行うも の、人事企画課の係長、職 員支援課の係長のうち職員 の福利厚生に関する事務を 行うもの及び会計指導課の 係長のうち資金運用に関す る事務を行うものに限 る。） 主事（総務課の主 事のうち知事又は副知事の 秘書に関する事務を行うも の、人事企画課の主事のう ち人事、給与又は服務に

			関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)				する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
	略				略		
教育委員会事務局長等	教育委員会事務局	本庁	次長 <u>局長</u> 理事監 教育次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長 (教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事 (教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。)	教育委員会事務局等	教育委員会事務局	本庁	次長 理事監 教育次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長 (教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事 (教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。)
		略				略	
		教育機関	略			教育機関	略
		博物館	館長 副館長 課長			博物館	館長 副館長 課長 <u>室長</u>
略		略		略		略	
監査委員事務局		局長 次長 <u>参事</u>		監査委員事務局		局長 次長	
略		略		略		略	
備考 略				備考 略			

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第4条 職員の職務の級の分類に関する規則 (平成18年鳥取県人事委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

Table with columns for organization, position level (1-9), and job titles. Includes '知事の事務部局' and various technical and administrative roles.

略 (Abbreviations) for various departments like '教育委員会事務局' and '教育機関'.

略 (Abbreviations) for '監査委員事務局'.

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

Table for '別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表' showing job titles for levels 1, 2, 特2, 3, and 4.

改正前

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

Table with columns for organization, position level (1-9), and job titles. Includes '知事の事務部局' and various technical and administrative roles.

略 (Abbreviations) for various departments like '教育委員会事務局' and '教育機関'.

略 (Abbreviations) for '監査委員事務局'.

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

Table for '別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表' showing job titles for levels 1, 2, 特2, 3, and 4.

略					
知事の事務部局	本庁		課長補佐 係長 総括専門員 専門員 文化財主事	課長補佐 係長 総括専門員 専門員 文化財主事	
地方機関	略	公文書館		課長補佐 総括専門員 専門員	課長補佐 総括専門員 専門員
略					

略					
知事の事務部局	本庁		課長補佐 係長 専門員 文化財主事	課長補佐 係長 専門員 文化財主事	
地方機関	略	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員
略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略				
	青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長	
	少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長	
教育委員会事務局	本庁		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事 専門員 学芸員補	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主事 社会教育主事 義務教育主事 課長補佐 文化財主事 健康管理主事 専門員 学芸員補	教育人材開発 主査 指導主査 社会教育主査 義務教育主査 課長補佐 次長	
	地方機関	教育局	係長 指導主事 管理主事 社会教育主事	課長補佐 係長 指導主事 管理主事 社会教育主事	課長補佐	
知事の事務部局	本庁		課長補佐 係長 総括専門員 専門員 文化財主事	課長補佐 係長 総括専門員 専門員 文化財主事		
地方機関	略	公文書館		課長補佐 総括専門員 専門員	課長補佐 総括専門員 専門員	
略						

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略				
	青年の家		係長 指導主事	係長 指導主事	係長	
	少年自然の家		係長 指導主事	係長 指導主事	係長	
教育委員会事務局	本庁		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事 専門員	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	教育人材開発 主査 指導主査 社会教育主査 義務教育主査 課長補佐 次長	
	地方機関	教育局	係長 指導主事 管理主事	課長補佐 係長 指導主事 管理主事	課長補佐	
知事の事務部局	本庁		課長補佐 係長 専門員 文化財主事	課長補佐 係長 専門員 文化財主事		
地方機関	略	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	
略						

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
略						
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	学芸員	主任学芸員	主幹学芸員	副館長 課長	
	教育委員会事務局	学芸員	主任学芸員	主幹学芸員		
略						

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
略						
教育機関		学芸員	主任学芸員	主幹学芸員	副館長 課長	
略						

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
略					
知事の事務部局	本庁	略			
	本庁共通 (本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	室長 課長補佐 研究員	所長 次長 局長 参事監 課長 室長 課長補佐 研究員 参事	部長 理事監 次長 参事監
略					

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
略					
知事の事務部局	本庁	略			
	本庁共通 (本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	室長 研究員	所長 次長 局長 参事監 課長 室長 研究員 参事	部長 理事監 次長 参事監
略					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したもの</u></p> <p>(2) <u>臨時的任用職員(条例第19条に規定する臨時的任用職員をいう。)、会計年度任用職員(条例第20条に規定する職員をいう。)</u>又は任期を定めて採用された職員(以下この条においてこれらの者を「<u>臨時的任用職員等</u>」<u>という。</u>)であって、引き続き新たに職員となったもの</p> <p>6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前項第1号</u>に規定する者(前号に掲げる者を除く。) 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。</u></p> <p>6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前項</u>に規定する者(前号に掲げる者を除く。) 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて</p>

えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）

(5) 当該年において臨時的任用職員等となった者で、引き続き新たに職員となったもの 臨時的任用職員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が臨時的任用職員等であったときの年次有給休暇の残日数に満たない場合は、当該残日数）

(6) 前項第2号に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が臨時的任用職員等であったときの年次有給休暇の残日数に満たない場合は、当該残日数）

7 略

8 前各項に定めるもののほか、年次有給休暇の日数に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）

7 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>略</p> <p>(12)の3 <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>略</p>	<p>一の年において5日（その養育する<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
<p>略</p> <p>(12)の3 <u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことが相当であると認められる場合</p> <p>略</p>	<p>一の年において5日（その養育する<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 宿日直勤務及び時間外勤務（第7条―第9条の10）</p> <p>第4章 時間外勤務代休時間及び休日の代休日（第9条の11・第10条）</p> <p>第5章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第9条 市町村教育委員会は、職員に<u>時間外勤務</u>（<u>条例第7条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。</u>）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 市町村教育委員会は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に<u>時間外勤務</u>を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 宿日直勤務及び時間外勤務（第7条―第9条の9）</p> <p>第4章 時間外勤務代休時間及び休日の代休日（第9条の10・第10条）</p> <p>第5章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第9条 市町村教育委員会は、<u>条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、</u>職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 市町村教育委員会は、<u>条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に勤務することを命ずる場合には、</u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第9条の2 市町村教育委員会は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあつては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として市町村教育委員会が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 市町村教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと市町村教育委員会が認

めるものをいう。以下この項において同じ。)に
 従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又
 は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場
 合については、同項(当該超えることとなる時間
 又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用し
 ない。人事委員会が定める期間において特例業務
 に従事していた職員に対し、同項各号に規定する
 時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要が
 ある場合として人事委員会が定める場合も、同様
 とする。

3. 市町村教育委員会は、前項の規定により、第1
 項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時
 間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時
 間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職
 員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、
 当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は
 月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して
 6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、
 分析及び検証を行わなければならない。

4. 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務
 を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し
 必要な事項は、人事委員会が定める。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の3 条例第8条第1項の人事委員会規則で
 定める者は、次の各号のいずれにも該当する者と
 する。

- (1) 深夜(条例第8条第1項に規定する深夜を
 いう。以下この条から第9条の5までにおいて
 同じ。)において就業していない者(深夜にお
 ける就業日数が1月において3日以下の者を含
 む。)であること。

(2)・(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の4 略

第9条の5 前条第1項の請求書が提出された日か
 ら制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるい
 ずれかの事由が生じた場合には、請求はされな
 かったものとみなす。

(1)~(3) 略

- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の
 親であるものが、深夜において常態として当該
 子を養育することができるものとして第9条の

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 条例第8条第1項の人事委員会規則で
 定める者は、次の各号のいずれにも該当する者と
 する。

- (1) 深夜(条例第8条第1項に規定する深夜を
 いう。以下この条から第9条の4までにおいて
 同じ。)において就業していない者(深夜にお
 ける就業日数が1月について3日以下の者を含
 む。)であること。

(2)・(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の3 略

第9条の4 前条第1項の請求書が提出された日か
 ら制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるい
 ずれかの事由が生じた場合には、請求はされな
 かったものとみなす。

(1)~(3) 略

- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の
 親であるものが、深夜において常態として当該
 子を養育することができるものとして第9条の

3各号のいずれにも該当することとなった場合
 (5)・(6) 略
 2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)
第9条の6 略
 2 第9条の4第2項及び第3項の規定は、条例第8条第2項の請求について準用する。
 3～5 略
 6 第9条の4第4項の規定は、条例第8条第2項又は第3項の請求について準用する。

第9条の7 略
 2・3 略
 4 第9条の4第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)
第9条の8 略
 2 第9条の4及び第9条の5（同条第1項第3号から第6号までを除く。）の規定は、要介護者（条例第8条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第9条の10及び第15条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の4第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)
第9条の9 略

第9条の10 略

(時間外勤務代休時間の指定)
第9条の11 略

(年次有給休暇の日数)
 第11条 略
 2～4 略

2各号のいずれにも該当することとなった場合
 (5)・(6) 略
 2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)
第9条の5 略
 2 第9条の3第2項及び第3項の規定は、条例第8条第2項の請求について準用する。
 3～5 略
 6 第9条の3第4項の規定は、条例第8条第2項又は第3項の請求について準用する。

第9条の6 略
 2・3 略
 4 第9条の3第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)
第9条の7 略
 2 第9条の3及び第9条の4（同条第1項第3号から第6号までを除く。）の規定は、要介護者（条例第8条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第9条の9及び第15条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)
第9条の8 略

第9条の9 略

(時間外勤務代休時間の指定)
第9条の10 略

(年次有給休暇の日数)
 第11条 略
 2～4 略

5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したもの

(2) 臨時的任用職員（条例第17条に規定する臨時的任用職員をいう。）、会計年度任用職員（条例第17条の2に規定する会計年度任用の職を占める職員をいう。）又は任期を定めて採用された職員（以下この条においてこれらの者を「臨時的任用職員等」という。）であって、引き続き新たに職員となったもの

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1)～(3) 略

(4) 前項第1号に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）

(5) 当該年において臨時的任用職員等となった者で、引き続き新たに職員となったもの 臨時的任用職員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日

5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1)～(3) 略

(4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）

数（任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が臨時的任用職員等であったときの年次有給休暇の残日数に満たない場合は、当該残日数）

(6) 前項第2号に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が臨時的任用職員等であったときの年次有給休暇の残日数に満たない場合は、当該残日数）

7 略

8 前各項に定めるもののほか、年次有給休暇の日数に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

7 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12)の3 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第27条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の3、第1条の5、第2条、第3条、第9条の11第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

第27条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の3、第1条の5、第2条、第3条、第9条の10第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第6号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係） 1～11 略 12 伯耆町 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>写真美術館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>館長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 13～26 略 備考 略	機 関	職	略		<u>写真美術館</u>	<u>館長</u>	略		別表（第2条関係） 1～11 略 12 伯耆町 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>写真美術館事務局</u></td> <td style="text-align: center;"><u>事務局長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 13～26 略 備考 略	機 関	職	略		<u>写真美術館事務局</u>	<u>事務局長</u>	略	
機 関	職																
略																	
<u>写真美術館</u>	<u>館長</u>																
略																	
機 関	職																
略																	
<u>写真美術館事務局</u>	<u>事務局長</u>																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。